様式第４（第４条第３項第２号、第４条の２第３項第２号、第９条第１項第２号、第 10 条第２項、第 60 条の２第２号関係）

提供する電気通信役務

電気通信役務の種類		提供する役務
［１～24　略］		
25　専用役務	国内電気通信役務であるもの	
	国際電気通信役務であるもの	
26　ＬＰＷＡサービス		
27　上記１から 26 までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス		
28　インターネット関連サービス（ＩＰ電話を除く。）		
29　仮想移動電気通信サービス	携帯電話に係るもの	
	ＰＨＳに係るもの	
	ＢＷＡアクセスサービスに係るもの	
30　ドメイン名電気通信役務	第 59 条の２第１項第１号イに掲げるもの	
	第 59 条の２第１項第１号ロに掲げるもの	
	第 59 条の２第１項第２号に掲げるもの	
31　電報	受付及び配達の業務を行う場合	
	受付及び配達の業務を行わない場合	
32　上記１から 31 までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務		

［注１　略］

２　再販の役務のみを提供する場合は、右の欄に「再販」と、卸電気通信役務のみを提供する場合は「卸」と記入すること。ただし、上記 29 に該当する場合は、この限りでない。

［３・４　略］

５　ＦＭＣサービスを提供する場合は、ＦＭＣサービスを提供するために組み合わせる端末系伝送路設備に係る電気通信役務について、「ＦＭＣサービス」の右の欄に「電気通信役務の種類」の欄中の項番号（１、２、６、７、８又は 29 に限る。）により記入すること。

６　「電気通信役務の種類」の欄中の項番号（６、７、16、17 又は 21 に限る。）に該当する仮想移動電気通信サービスについては、上記 29 のみに「○」をすること。

７　「インターネット関連サービス（ＩＰ電話を除く。）」又は「上記１から 31 までに掲

様式第４（第４条第３項第２号、第４条の２第３項第２号、第９条第１項第２号、第 10 条第２項、第 60 条の２第２号関係）

提供する電気通信役務

電気通信役務の種類		提供する役務
［１～24　同左］		
25　専用役務	国内電気通信役務であるもの	
	国際電気通信役務であるもの	
26　上記 1 から 25 までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス		
27　インターネット関連サービス（ＩＰ電話を除く。）		
28　仮想移動電気通信サービス	携帯電話に係るもの	
	ＰＨＳに係るもの	
	ＢＷＡアクセスサービスに係るもの	
29　ドメイン名電気通信役務	第 59 条の２第１項第１号イに掲げるもの	
	第 59 条の２第１項第１号ロに掲げるもの	
	第 59 条の２第１項第２号に掲げるもの	
30　電報	受付及び配達の業務を行う場合	
	受付及び配達の業務を行わない場合	
31　上記１から 30 までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務		

［注１　同左］

２　単純再販の役務のみを提供する場合は、右の欄に「再販」と、卸電気通信役務のみを提供する場合は「卸」と記入すること。ただし、上記 28 に該当する場合は、この限りでない。

［３・４　同左］

５　ＦＭＣサービスを提供する場合は、ＦＭＣサービスを提供するために組み合わせる端末系伝送路設備に係る電気通信役務について、「ＦＭＣサービス」の右の欄に「電気通信役務の種類」の欄中の項番号（１、２、６、７、８又は 28 に限る。）により記入すること。

６　「電気通信役務の種類」の欄中の項番号（６、７、16、17 又は 21 に限る。）に該当する仮想移動電気通信サービスについては、上記 28 のみに「○」をすること。

７　「インターネット関連サービス（ＩＰ電話を除く。）」のみ、「上記１から 29 までに掲